

政令番号446 4,4'-メチレンジアニリン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県						3.9E+3	3,900.0	3,900.0
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県						9.9E+1	99.0	99.0
10	群馬県								
11	埼玉県						7.6E+1	76.0	76.0
12	千葉県						8.7E+1	87.0	87.0
13	東京都								
14	神奈川県						1.3E+2	128.0	128.0
15	新潟県						1.1E+3	1,100.0	1,100.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県						1.0E+3	1,000.5	1,000.5
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						5.2E+1	52.0	52.0
24	三重県								
25	滋賀県						8.9E+2	890.0	890.0
26	京都府						2.4E+2	239.0	239.0
27	大阪府						1.3E+2	131.1	131.1
28	兵庫県						1.2E+2	117.2	117.2
29	奈良県								
30	和歌山県						8.5E+0	8.5	8.5
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県						9.0E-1	0.9	0.9
35	山口県						1.5E+3	1,524.0	1,524.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国							9.4E+3	9,353.2	9,353.2

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。